

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、北本都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 北本都市計画区域の位置等

北本都市計画区域は、都心から約45km圏、埼玉県の中央部に位置しています。
また、北本都市計画区域に含まれる土地の区域は、北本市の行政区域の全域です。

【3・4・6号西仲通線】

本路線は、北本市大字下石戸下字久保を起点とし、北本市大字高尾字十三墳に至る延長約2,520m、幅員18mの幹線街路です。

【3・5・10号南2号線】

本路線は、北本市大字下石戸下字久保を起点とし、北本市中丸1丁目に至る延長約930m、幅員14mの幹線街路です。

【3・5・13号久保大通線】

本路線は、北本市大字下石戸下字久保を起点とし、北本市大字下石戸下字ニッ家上に至る延長約590m、幅員14mの幹線街路です。

II. 変更の理由

埋蔵文化財として貴重なデーノタメ遺跡の国指定史跡化に伴い、遺跡内を通過する3・4・6号西仲通線の一部区間の線形及び延長を変更し、併せて車線の数を決めるものです。また、同じく遺跡内を通過する3・5・10号南2号線の一部区間を廃止し、路線番号を3・5・10号から3・3・10号へ変更し、併せて車線の数を決めるものです。さらに、3・5・13号久保大通線の一部区域を変更し、併せて車線の数を決めるものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・6号西仲通線	約2,780m (約2,520m)	2車線 (－)	18m	・延長の変更 ・一部区間の線形変更 ・車線数の決定
3・3・10号南2号線 (3・5・10号南2号線)	約550m (約930m)	2車線 (－)	24.8m (14m)	・延長の変更 ・一部区間の廃止 ・起点位置の変更 ・車線数の決定
3・5・13号久保大通線	約590m	2車線 (－)	14m	・一部区域の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本路線の変更と併せ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①用途地域（北本市決定）
- ②土地区画整理事業（北本市決定）
- ③土地区画整理促進区域（北本市決定）